

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先(直通)	業務名	契約業者名	契約金額(税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	環境政策課	228-3982	堺エコライフポイントアプリ提供運用業務	フェリカポケットマーケティング株式会社	3,960,000	R7.4.1	<p>本業務は、堺エコライフポイント事業を継続するにあたり、ユーザへの堺エコライフポイントアプリの提供業務(アプリの提供及びセキュリティ対策等)とユーザ向けの運用業務(アップデート対応やユーザからの問合せ対応の二次対応等)を委託するものである。</p> <p>当該事業は当該アプリを通じて環境行動の実践に対してポイント付与を行うことで市民等の環境行動変容を促進するものである。従って事業の継続のためには、令和5年度及び令和6年度に登録したユーザが引き続き当該アプリを利用でき、かつ新規ユーザも登録できるようにすることが必要不可欠であり、当該アプリを引き続き提供し運用する必要がある。</p> <p>そのためには、当該アプリについて詳細な知識や高度な専門的技術を有し、かつ令和5年度及び令和6年度のユーザ情報を引き継ぐことができることが必要不可欠となることから、当該アプリを開発し、また所有権を有する者以外には適正な履行が見込めないため、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に、上記の知識や所有権を有しない者が本業務を履行した場合、同一のアプリを利用できない、ユーザ情報を引き継げない等の問題が生じ、当該事業の継続が困難となる。</p> <p>以上のことから本業務を適正に履行できるのは、当該アプリの開発者及び所有者であるフェリカポケットマーケティング株式会社以外にないため、随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	環境共生課	228-7440	発生源テレメータシステム保守点検業務	環境計測株式会社	1,040,160	R7.4.1	<p>当該業務は市内の大規模事業所からの大気汚染物質・水質汚濁物質排出量を常時監視するために、既存の発生源テレメータシステムを継続して使用することを目的として運用保守を行うものであり、当該目的を達成しつつ当該システム全体の機能を損なうことなく継続かつ円滑に使用できるようにするためには、当該システムを構成する各システム全体を把握し、プログラムの作成・変更等の詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の目的が競争入札に適さない。</p> <p>当該システムの詳細な設定などの知識等を有しない者が本業務を履行した場合、当該システムの設定の誤り、システム障害発生時の復旧遅延が生じ、市内の大規模事業所からの大気汚染物質・水質汚濁物質等の排出状況が正常に把握できなくなるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるのは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である環境計測株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	環境業務課	228-7428	一般廃棄物(し尿)収集運搬業務	堺市環境事業協同組合 堺一浄化興業安川衛生株式会社SYC 株式会社三和興業 株式会社堀内清掃 有限会社西辻事業所 株式会社大和浄化工業 所 有限会社 ProgressCompany 阪南清掃株式会社	—	R7.4.1	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	<p>総価契約分 184,368,000円 単価契約分 318.0円/1人1月 ほか</p>

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先(直通)	業務名	契約業者名	契約金額(税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
4	環境業務課	228-7428	し尿処理手数料(臨時処理・従量制)徴収業務	堺市環境事業協同組合 堺一浄化興業安川衛生社 株式会社SYC 株式会社三和興業 株式会社堀内清掃 有限会社西辻事業所 株式会社大和浄化工業 有限会社 ProgressCompany 阪南清掃株式会社	—	R7.4.1	本業務は、一般廃棄物(し尿)収集運搬業務と同時に発生するし尿処理手数料の徴収業務であり、当該収集運搬と当該手数料徴収を同一業者に履行させることで、利用者から適正又は効率的な手数料徴収が可能となり、適正性及び費用対効果の観点からの有効性を踏まえ一者随契約するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	単価契約 544.50円/件 ほか
5	環境業務課	228-7428	浄化槽汚泥等投入受付代行業務	堺市浄化槽管理センター	3,630,000	R7.4.1	本業務は、浄化槽清掃(汚泥収集運搬)等に伴い発生する汚泥の処理場への搬入量が、各処理場の日別での受け入れ可能量内に収まるように、各堺市浄化槽清掃業・一般廃棄物(浄化槽清掃汚泥等)収集運搬業許可業者24者と搬入先や日程の調整を行った上で届出書の受付を行い、処理場に持参する投入券の配付を行うものであり、浄化槽清掃に関する専門的知識を有し、公正かつ適正に各許可業者と調整を行う必要がある。当該業者は、履行に必要な専門的知識を有するとともに、堺市浄化槽清掃業・一般廃棄物(浄化槽清掃汚泥等)収集運搬業許可業者全員で構成する団体であり、浄化槽等の種別や処理方式の違いによる調整を公正かつ適正に行うことができる唯一の団体である。本業務を適正に履行できるのは、当該業者以外にはないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	環境業務課	228-7428	堺市し尿処理手数料収納等システム保守業務	日本事務器株式会社 関西支社	1,725,240	R7.4.1	当該業務は、し尿収集利用者の台帳管理およびし尿処理手数料の債権管理を行うために、既存の堺市し尿処理手数料収納等システムを継続して使用することを目的として運用保守を行うものであり、当該目的を達成しつつ当該システム全体の機能を損なうことなく継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、ほぼフルカスタマイズである当該システム全体の構成を把握し、プログラムの変更等の詳細な手順や設定など、当該システムに係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。当該システムの詳細な設定やプログラムなどの知識等を有しない者が本業務を履行した場合、当該システムに不具合が生じた際、復旧作業に遅延が生じ、「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」に定められた納付期限までに、市民へし尿処理手数料納入通知書を発送できなくなるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。本業務を適正に履行できるのは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である日本事務器株式会社関西支社以外にはないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
7	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	株式会社SYC	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 424,692,674円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,598.20円/件

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
8	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	日光産業株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 363,819,240円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,234.10円/件
9	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	日之出興業株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 214,096,090円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 3,197.70円/件
10	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	常陽興業株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 231,141,385円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,493.70円/件
11	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	関西土建株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 314,005,500円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,662.00円/件
12	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	金岡興業株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 354,919,956円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,839.10円/件

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
13	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	泉都興業株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 304,259,389円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,577.30円/件
14	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	あさひ株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 354,305,788円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,632.30円/件
15	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	つかさ興業株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 137,756,112円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,388.10円/件
16	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	山本清掃株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 78,756,871円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,654.30円/件
17	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	株式会社エスワイミハラ	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 94,363,323円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,626.80円/件

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
18	環境業務課	228-7429	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務	阪南清掃株式会社	—	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約分 58,366,762円 単価契約分(臨時) 3,620.10円/件 単価契約分(継続) 2,626.80円/件
19	環境業務課	228-7429	環境美化業務	金岡興業株式会社	90,761,248	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
20	環境業務課	228-7429	死犬猫等収集運搬業務	有限会社関口商店	37,999,995	R7.4.1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たすため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
21	環境施設課	228-7453	臨海工場焼却灰処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	—	R7.4.1	大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき設立された生活環境保全のための団体であり、近畿2府4県・各市町村を受入対象地区として廃棄物の海洋埋立事業を展開しており、他に広域の廃棄物処分場がないため、当該団体と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 処分料金:12,870円 /t(税込) 抜取検査費用: 57,970円/回(税込)
22	クリーンセンター 管理課	252-0815	東工場エレベーター設備保守点 検業務	東芝エレベータ株式会社 関西支社	2,455,200	R7.4.1	当該エレベータは平成8年度設置当初から点検・部品交換・小修理を含むフルメンテナンス方法による保守点検を行っている。今後、部品の耐用年数から交換・小修理の必要回数の増加が見込まれていることを考慮すると、当初から保守点検を行ってきた上記業者と随意契約を締結することが有利であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	
23	クリーンセンター 管理課	252-0815	東工場トラックスケール保守点 検業務	株式会社アセック	4,647,500	R7.4.1	本業務は、クリーンセンター東工場のトラックスケール設備及び計量システムの保守点検を行う業務であり、適正な履行にあたっては、システム制御された本機器にかかるシステム設定等の詳細な知識が不可欠である。当該業者は、トラックスケール本体及びデータシステム装置を製造かつ設置した業者(クボタ環境エンジニアリング株式会社)から本機器の保守点検業務を業務移管された業者であり、ほかの業者ではシステム制御された本機器の保守点検ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
24	クリーンセンター 管理課	252-0815	プラスチック容器包装再商品化 業務	プラスチック容器包装再 商品化業務特定共同企 業体	21,607,784	R7.4.1	当該業務は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)第33条に基づく、プラスチック容器包装のリサイクル再商品化を行う業務である。本制度では、市がプラスチックのリサイクルを実施する者(以下「再商品化実施者」という。)と連携して、プラスチックのリサイクルに関する再商品化計画(以下「計画」という。)を作成し、当該計画を業務実施年度の前年度6月末までに国に提出し、その内容を国で審査や修正を実施した後、主務大臣の認定を受ける必要がある。認定後、本市と再商品化実施者で契約を締結し、市と再商品化実施者は、認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)のとおりリサイクルを実施しなければならない。なお、計画に記載しなければならない内容は、プラスチックのリサイクル実施スキーム、リサイクル工程やリサイクルに必要な費用等である。上記の通り、作成した計画の内容について国の認定を受けるまで確定できないかつ、認定を受けることができなければ、再商品化実施者や当該業務の委託料金額の変更の可能性もあることから、本市が計画を作成するために連携する再商品化事業者(以下「連携事業者」という。)の決定と、実際に契約相手方となる再商品化実施者の決定及び当該業務委託料の確定の時期が異なり、通常の入札等の手法による事業者選定が困難であるため、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。そのため、本制度のスキームに合わせた事業者選定を実施するために、堺市プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画の作成等に関する要綱(以下「要綱」という。)を定めることに至った。令和6年4月1日から要綱に基づく公募を実施し、要綱第8条に基づいて行った審査の結果、当該事業者を連携事業者として決定した。当該事業者と作成した令和7年度・8年度の計画について国の認定を受けたことから、要綱第11条に基づいて当該事業者を契約相手方とする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)(堺市プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画の策定等に関する要綱第3条及び第11条)	1者随契	単価契約 63,800円/t
25	東工場	255-2216	東工場第二工場焼却灰搬入処 分業務	大阪湾広域臨海環境整 備センター	—	R7.4.1	大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき設立された生活環境保全のための団体であり、近畿2府4県・各市町村を受入対象地区として廃棄物の海洋埋立事業を展開しており、他に広域の廃棄物処分場がないため、当該団体と随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 処分料金:12,870円 /t(税込) 抜取検査費用: 焼却灰 53,680円/回 (税込) ばいじん処理物 57,970円/回(税込)
26	東工場	255-2216	東工場焼却灰運搬業務	泉都興業株式会社	64,900,000	R7.4.1	本業務は、市民生活に多大な影響を与える業務であり、迅速かつ確実にを行う必要があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定(当該業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有していること)を満たす業者でなければ履行できない。 本業務は、焼却灰運搬にともない、飛散防止機能を有した大型のダンプトラック等の必要な機器材を保有する業者であり、災害が起こった際などの緊急時にも業務を止めずに行うために堺市内の業者である必要がある。さらに、焼却灰は人体へ悪影響を及ぼす危険性のあるダイオキシン類や重金属類を含んでいる。そのため焼却灰の性状に応じた飛散防止のための被覆作業、荷台からの水滴落下防止対策作業等が必要であり、加えて作業員自身のダイオキシンばく露防止対策も求められることから、業務遂行にあたりこれらの作業の経験、焼却灰やダイオキシン等に関する知識を有している必要がある。 当該相手方は、本業務に長年従事し焼却灰の取り扱いの経験、知識を有している。その上で、焼却灰運搬にあたり必要な機器材を保有している堺市内の業者は当該相手方のみであるため、当該相手方と一者随契を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	